

食安輸発第0703001号
平成20年7月3日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

米国産トウモロコシの輸入時の取扱いについて

標記については、日米間で合意されたスターリンクに関するプロトコールに基づき、平成13年1月5日付け衛食第1号及び平成13年2月28日付け食監発第27号により取り扱ってきたところです。

今般、米国環境保護庁（EPA）が米国食品医薬品局（FDA）に勧告した白書において、米国内でスターリンクに暴露する可能性は非常に低いとされ、これに関する米国側の提出資料及び我が国の輸入時の検査の結果等を精査した結果、本日をもって上記通知を廃止し、通常の監視体制とすることとしたので、御了知方よろしく申し上げます。